



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出 (村づくり計画課) ..... 1
- 県営土地改良事業計画の決定 (村づくり計画課) ..... 2
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定 (中部土木事務所) ..... 3
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定 (南部土木事務所) ..... 3

### 公 告

- 建設業者の許可の取消し (技術・建設業課) ..... 3
- 開発行為に関する工事の完了・2件 (中部土木事務所) ..... 5

## 告 示

### 沖縄県告示第420号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第17項の規定により、次のとおり久米島町仲里土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和6年11月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

#### 1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	日高清有	久米島町字儀間148番地
理事	平田明	久米島町字儀間115番地の3
理事	宇江城悟	久米島町字比嘉46番地
理事	糸数要	久米島町字謝名堂79番地
理事	花城清義	久米島町字銭田79番地
理事	桃原哲	久米島町字真謝220番地
理事	喜久村等	久米島町字宇根5番地
理事	比嘉康	久米島町字宇江城786番地
理事	平良守	久米島町字宇江城1959番地の1
理事	江洲正吉	久米島町字島尻68番地
理事	大城善行	久米島町字島尻1206番地の1
理事	知念秀雄	久米島町字阿嘉298番地の12
理事	喜久里教幸	久米島町字比嘉121番地
理事	山城清美	久米島町字真謝166番地
監事	太田喜功	久米島町字儀間391番地の4

監事	真栄平建正	久米島町字宇根1744番地の5
監事	新垣良男	久米島町字真謝75番地

任期 令和6年5月14日から令和10年3月31日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	日高清有	久米島町字儀間148番地
理事	平田明	久米島町字儀間115番地の3
理事	江洲良榮	久米島町字比嘉105番地
理事	糸数要	久米島町字謝名堂79番地
理事	渡慶次朝夫	久米島町字山城354番地
理事	桃原哲	久米島町字真謝220番地
理事	喜久村等	久米島町字宇根5番地
理事	比嘉康	久米島町字宇江城786番地
理事	平良守	久米島町字宇江城1959番地の1
理事	江洲正吉	久米島町字島尻68番地
理事	嘉手苺均	久米島町字島尻14番地
理事	知念秀雄	久米島町字阿嘉298番地の12
理事	又吉久徳	久米島町字奥武1番地
理事	赤嶺秀徳	久米島町字儀間26番地
監事	太田喜功	久米島町字儀間391番地の4
監事	真栄平建正	久米島町字宇根1744番地の5
監事	宮平浩	久米島町字比嘉47番地

沖縄県告示第421号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、稲福地区県営土地改良事業（区画整理）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年11月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間 令和6年11月25日から同年12月22日まで
- 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- その他 この告示に係る計画（以下「計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。

また、計画の決定については、上記の審査請求のほか、計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、計画の取消しの訴えを提起することができる。

**沖縄県告示第423号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

令和6年11月22日

沖縄県中部土木事務所長 上 原 智 泰

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和6年10月9日
- 3 指定に係る道路の位置 嘉手納町字水釜水釜原213番5
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 14.33メートル
  - (2) 幅員 4.22メートル～4.25メートル

**沖縄県告示第424号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

令和6年11月22日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和6年10月24日
- 3 指定に係る道路の位置 南城市大里字仲間当間原195番4
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 31.72メートル
  - (2) 幅員 4.82メートル

**公 告**

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和6年11月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和6年6月3日
  - (2) 商号名 有限会社双和建设
  - (3) 代表者名 内間悦男
  - (4) 所在地 沖縄市与儀二丁目4番13号ミドリアパート3A
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-1）第9363号
  - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和6年6月3日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和6年6月3日
  - (2) 商号名 株式会社山城工務店
  - (3) 代表者名 山城光子
  - (4) 所在地 沖縄市八重島三丁目1144番3号
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-1）第12741号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内

装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

- (7) 処分の原因となった事実 令和6年6月3日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 令和6年6月4日
- (2) 商号名 有限会社南星防災設備
- (3) 代表者名 比嘉直樹
- (4) 所在地 宜野湾市愛知三丁目16番60号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-5) 第11493号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和6年6月4日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 令和6年6月7日
- (2) 商号名 株式会社大城組
- (3) 代表者名 仲西聰
- (4) 所在地 浦添市勢理客四丁目18番5号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-5) 第74号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち電気通信工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和6年6月7日付けで、建設業法第12条に基づき電気通信工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和6年6月10日
- (2) 商号名 株式会社東光電設工業
- (3) 代表者名 東筋秀吉
- (4) 所在地 石垣市字登野城927番地4
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-4) 第12107号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和6年6月10日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和6年6月11日
- (2) 商号名 株式会社大興建設
- (3) 代表者名 島袋利貞
- (4) 所在地 嘉手納町字水釜364番地2
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-3) 第304号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和6年6月11日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和6年6月11日
- (2) 商号名 有限会社仲地建装
- (3) 代表者名 高木利恵
- (4) 所在地 浦添市西原一丁目6番10号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-5) 第4541号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和6年6月11日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 令和6年6月14日
- (2) 商号名 株式会社 J & S i n t e r n a t i o n a l
- (3) 代表者名 高良利雄
- (4) 所在地 浦添市字沢岬1263番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-5) 第12413号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和6年6月14日付けで、建設業法第12条に基づき内装仕上工事業を廃止

した旨の届出があった。

- 9(1) 処分をした年月日 令和6年6月14日
- (2) 商号名 琉福産業株式会社
- (3) 代表者名 小原満
- (4) 所在地 中城村字当間542番地7
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2)第14186号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和6年6月14日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 令和6年6月24日
- (2) 商号名 株式会社新開発
- (3) 代表者名 新垣利彦
- (4) 所在地 うるま市字宇堅256番地5
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-4)第13419号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和6年6月24日付けで、建設業法第12条に基づき機械器具設置工事業を廃止した旨の届出があった。
- 11(1) 処分をした年月日 令和6年7月1日
- (2) 商号名 株式会社美善建設
- (3) 代表者名 根保直樹
- (4) 所在地 西原町棚原一丁目20番地の14マイライフ101号室
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-2)第3022号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和6年7月1日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 12(1) 処分をした年月日 令和6年7月8日
- (2) 商号名 東建設株式会社
- (3) 代表者名 東賢一
- (4) 所在地 宜野湾市喜友名二丁目14番2号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-3)第1580号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和6年6月12日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、水道施設工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年11月22日

沖縄県中部土木事務所長 上 原 智 泰

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和6年4月26日 沖縄県指令中土第1828号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字安室後原116番3及び118番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 浦添市字城間2008番地1 株式会社ローソン沖縄 代表取締役 中西淳
- 5 検査済証番号 令和6年10月23日 C第688号

6 工事完了年月日 令和6年10月8日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年11月22日

沖縄県中部土木事務所長 上 原 智 泰

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年4月18日 沖縄県指令中土第1581号、令和6年8月26日 沖縄県指令中土第3509号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字添石前原88番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字伊集119番地1 a l i v i o - i z y u 202号 浦崎直仁
- 5 検査済証番号 令和6年10月28日 C第689号
- 6 工事完了年月日 令和6年10月16日

<p>発行所          沖縄県総務部          総務私学課          電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 ドリーム印刷          〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地</p>
--	---